

2023年8月1日

企業会計基準委員会 御中

石油資源開発株式会社

企業会計基準公開草案第73号「リースに関する会計基準（案）」等に対する意見

貴委員会から2023年5月2日に公表された企業会計基準公開草案第73号「リースに関する会計基準（案）」等の提案について、下記のコメントを除き、同意致します。

記

質問3（他の会計基準等との関係に関する質問）

本会計基準案等における他の会計基準等との関係に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

(コメント)

同意するが、I. 範囲 3項に以下の項の追加を検討いただきたい。もしくは、鉱業権¹を国から賦与される取引は、本改正リース会計基準案が定めるリースに該当しない旨を明示することを検討いただきたい。

■ 鉱物、石油、天然ガス及び類似の非再生資源の探鉱又は使用のためのリース

(理由)

上記コメントのような除外規定が無いまま改正リース基準案が最終化されてしまうと財務諸表の理解可能性と比較可能性が損なわれてしまう恐れがあるから。

現行の「リース取引に関する会計基準（企業会計基準第13号）」では、上記コメントのような除外規定を設けていない。仮に上述の鉱業権の賦与がオペレーティング・リース取引に該当した場合であっても、「オペレーティング・リース取引は通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う」と規定されているため、リース取引の観点から資産計上の是非を検討する必要がなかった。

¹ 鉱業権とは、わが国では鉱業法11条により試掘権（鉱区において登録を受けた鉱物の賦存状況等を調査するためのもの）と採掘権（鉱区において登録を受けた鉱物を採掘・取得するためのもの）を指す。

一方、上記コメントのような除外規定が無いまま、改正リース会計基準案が最終化された場合、新たに定義された「リース」及び「使用権資産」の解釈により、鉱業権の賦与が当該定義にあてはまるか否かの議論が生じる。

また、改正リース会計基準案は、国際財務報告基準(IFRS)及び米国会計基準(U.S. GAAP) (以下、「国際的な会計基準」という。)との間に大きな会計基準差異が生じている。例えば、改正リース会計基準案が適用される子会社(内国法人)が石油探鉱開発契約を締結して海外の鉱区の権益を取得した場合に、今般の改正が国際的な会計基準との会計処理の統一を一つの目的とするにもかかわらず、当該子会社(内国法人)と国際的な会計基準を適用する子会社(外国法人)との間で会計基準の差異が存在することにより、親会社の連結財務諸表へ与える影響が異なる(連結財務諸表の中に異なる会計処理が混在する)結果、国内外の財務諸表利用者に混乱を与えることが懸念される。なお、IFRS 第16号「リース」3項(a)²や米国会計基準における Topic 842「リース」ASC842-10-15-1b³では明確に上述のリースを除外している。

更に同様の理由から、この会計基準差異は我が国の会計基準(JGAAP)を採用するE&P⁴企業と国際的な会計基準を採用するE&P企業との間で財務情報の比較可能性を損なうことが想定される。同一の事業(例えば、同じ産油国への投資)でありながら、JGAAPを採用する企業と国際的な会計基準を採用している企業とで、上記コメントのような除外規定が無いことによりリースに対する財務諸表の表示や会計方針等が異なれば、我が国の会計基準を国際的に整合させようとする今回の改正の目的が達せられないことを懸念する。

以 上

² leases to explore for or use minerals, oil, natural gas and similar nonregenerative resources;

³ Leases to explore for or use minerals, oil, natural gas, and similar nonregenerative resources 以下省略

⁴E&P とは Exploration & Production (探鉱・生産)の略で、石油・天然ガス開発事業を指す。